鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(平成16年条例第120号)新旧対照表 第46条関係

改正後

○鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に 関する条例

平成16年9月30日

鳥取市条例第120号

第1条 ~第17条(略)

別表第1(第7条関係)

鳥取市気高町農業者トレーニングセンター利用料金

		時間	午前9時~正	正午~午後5	午後5時~午
区分			午	時	後10時
競技場	全面	一般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			360円	400円	440円
		小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		生、高齢者	180円	200円	220円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			180円	200円	220円
		小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		生、高齢者	90円	100円	110円
		障害者等	無料	無料	無料
トレー	ニング	室	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			100円	100円	100円

改正前

○鳥取市農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に 関する条例

平成16年9月30日

鳥取市条例第120号

第1条 ~第17条(略)

別表第1(第7条関係)

鳥取市気高町農業者トレーニングセンター使用料

		時間	午前9時~正	正午~午後5	午後5時~午
区分			午	時	後10時
競技場	全面	一般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			360円	400円	440円
		小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		生、高齢者	180円	200円	220円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			180円	200円	220円
		小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		生、高齢者	90円	100円	110円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニ	トレーニング室		1時間につき	1時間につき	1 時間につき
			100円	100円	100円

研修室	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	300円	300円	600円
健康管理室	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	150円	150円	300円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合 にあっては<u>550円</u>、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た 額とする。
- 4 研修室及び健康管理室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるとき は、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特 定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者 証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

研修室	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	300円	300円	600円
健康管理室	1時間につき	1時間につき	1時間につき
	150円	150円	300円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合 にあっては540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た 額とする。
- 4 研修室及び健康管理室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額とする。
- 5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があるとき は、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 6 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 7 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 8 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

9 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日 をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人 で競技場又はトレーニング室を利用する場合は、無料とする。

別表第2(第7条関係)

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター利用料金

1 競技場・和研修室・洋研修室・会議室・生活改善室

		時間	午前8時30分~午	午後5時~午後10時
区分			後5時	
競技場	全面	一般	1 時間につき400円	1 時間につき400円
		小学生、中学	1時間につき200円	1 時間につき200円
		生、高齢者		
		障害者等	無料	無料
	半面	一般	1時間につき200円	1 時間につき200円
		小学生、中学	1時間につき100円	1 時間につき100円
		生、高齢者		
		障害者等	無料	無料
和研修	室(全部	部)	1時間につき500円	1時間につき1,000円
和研修	室(一音	部)	1時間につき250円	1時間につき500円
洋研修訂	室		1時間につき500円	1時間につき1,000円
会議室			1時間につき200円	1時間につき400円
生活改善	善室		1時間につき300円	1 時間につき600円
		·	·	

備考

1 1時間未満は、1時間とする。

9 日曜日、土曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日 をいう。以下同じ。)に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人 で競技場又はトレーニング室を利用する場合は、無料とする。

別表第2(第7条関係)

鳥取市鹿野町農業者トレーニングセンター使用料

1 競技場・和研修室・洋研修室・会議室・生活改善室

	, - • •	»• · · · · · · · ·		- 1101	
		時間	午前8時3	0分~午	午後5時~午後10時
区分			後5	時	
競技場	全面	一般	1時間に	つき400円	1 時間につき400円
		小学生、中学	1時間に	つき200円	1 時間につき200円
		生、高齢者			
		障害者等		無料	無料
	半面	一般	1時間に	つき200円	1 時間につき200円
		小学生、中学	1時間に	つき100円	1 時間につき100円
		生、高齢者			
		障害者等		無料	無料
和研修領	宦 (全部	部)	1時間に	つき500円	1時間につき1,000円
和研修領	喜(一音	部)	1時間に	つき250円	1 時間につき500円
洋研修領	È		1時間に	つき500円	1時間につき1,000円
会議室			1時間に	つき200円	1 時間につき400円
生活改善	蜂室		1時間に	つき300円	1 時間につき600円
備老					

備考

1 1時間未満は、1時間とする。

- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合 にあっては<u>550円</u>、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た 額とする。
- 4 和研修室、洋研修室、会議室及び生活改善室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特 定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者 証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認 定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。
 - 2 トレーニング室(略)

別表第3(第7条関係)

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター利用料金

	時間	午前9時~正	正午~午後5	午後5時~午
区分		午	時	後10時

- 2 競技場を連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 3 競技場の照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合 にあっては<u>540円</u>、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た 額とする。
- 4 和研修室、洋研修室、会議室及び生活改善室の冷暖房設備の利用料金は、この表に定める額の5割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 5 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
 - (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認 定された者及びその付添人
- 8 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が個人で競技場を利用する場合は、無料とする。
 - 2 トレーニング室(略)

別表第3(第7条関係)

鳥取市青谷町農林漁業者トレーニングセンター使用料

	時間午前9時~正	正午~午後5	午後5時~午
区分	午	時	後10時

競技場	全面	一般	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			360円	400円	440円
		小学生、中学	1時間につき	1 時間につき	1 時間につき
		生、高齢者	180円	200円	220円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	1時間につき	1時間につき	1 時間につき
			180円	200円	220円
		小学生、中学	1時間につき	1 時間につき	1 時間につき
		生、高齢者	90円	100円	110円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニ	ニング	室	1時間につき	1時間につき	1 時間につき
			100円	100円	100円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあっては550円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者

競技場	全面	一般	1 時間につき	1 時間につき	1時間につき
			360円	400円	440円
		小学生、中学	1 時間につき	1 時間につき	1時間につき
		生、高齢者	180円	200円	220円
		障害者等	無料	無料	無料
	半面	一般	1 時間につき	1 時間につき	1時間につき
			180円	200円	220円
		小学生、中学	1時間につき	1時間につき	1時間につき
		生、高齢者	90円	100円	110円
		障害者等	無料	無料	無料
トレーニ	ニング	室	1時間につき	1時間につき	1時間につき
			100円	100円	100円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 連続して3時間以上利用する場合は、この表に定める額の9割の額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 3 照明設備の利用料金は、1時間につき、全面利用の場合にあって は540円、半面利用の場合にあっては270円で計算して得た額とする。
- 4 附属設備等の利用料金は、規則で定める額とする。
- 5 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 6 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費(指定難病)医療受給者証又は障害福祉サービス受給者

証の所持者及びその付添人

- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認 定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が 個人で利用する場合は、無料とする。

証の所持者及びその付添人

- (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認 定された者及びその付添人
- 7 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生(市民に限る。)が 個人で利用する場合は、無料とする。